

## 申14号 保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する申し入れ提出する！

## 保線部門におけるメンテナンス体制の最適化に関する申し入れ

設備21実施以降、保線関係の現場では設備管理業務を主に進めてきました。今提案にあるように閑散線区の保守業務の見直しや新たなメンテナンス手法の導入は、これまで以上に設備管理に対する判断力が求められます。しかし、現在は業務量が多く、現場確認の機会が取れず管理する立場としての技術力不足を感じる等、課題もあります。

今回の提案により、課題克服につなげ、判断能力の向上に取り組むことがJR本体の責任であります。さらに、施策実施にあたっては入念な準備と慎重さが必要であり、新たなメンテナンス手法の導入に伴い業務量に応じた要員体制としていかななくてはなりません。そのため6項目申し入れを行いました。

## 《申し入れ項目》

1. 横手エリアセンター管内での異常時体制と冬期除雪体制を明らかにすること。
2. 大曲保線技術センターに業務集約を行うことから、業務量における要員体制を明らかにし、根拠を示すこと。また、大曲保線技術センターが管轄することにより助勤対応等が必要になるのか明らかにすること。
3. 施策実施後もJR社員が営業線（閑散線区含む）にて線路に触れる機会を確保し、技術力の維持・判断力の向上を図ること。
4. 線路モニタリングによる新たなメンテナンス手法の導入にあたり、導入に向けた準備や教育には期間がかかることから、標準数の見直しは本使用開始後とすること。
5. 組合員の出向期間は原則3年以内とすること。尚、出向にあたっては労働条件等の説明を丁寧に行い、組合員のモチベーションを高めること。
6. 施策実施日までに丁寧な社員説明を行い、移行後速やかに業務を行える体制とすること。

働き甲斐ある施策実現を目指し、さらなる安全性向上のため、職場の課題克服に向け議論します！！